

建設工事の適切な施工体制確保について

令和4年4月
岩国市契約監理課

岩国市発注の公共工事の施工にあたっては、次の事項について十分留意いただき、適正な品質確保に努めてください。

昨今、法令等の違反行為については、全国的にも摘発され建設業法違反により処罰される事例も多数あり、悪質な事案に対しては、今後厳正に対処して行く必要があると考えますので、工事の施工におかれましては、関係法令等を十分確認のうえ適切な施工体制の確保をされますようお願いいたします。

1 現場代理人及び配置技術者の適正配置

(1) 現場代理人の適正配置

請負契約の的確な履行を担保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い、重要な契約内容の変更や契約解除等を除いて工事の施工に関する一切の事項を処理する者のことを指し、契約上の当該工事に関する権限は、現場代理人が有しています。このことから、発注者との協議や打ち合わせ等は、原則として現場代理人がその権限を有しており、第3者は当該工事に関する権限を具有していません。

また、現場代理人は、特定の条件下で複数の工事の現場代理人等を兼任することが可能ですが、常に連絡が取れる体制の確保や兼務するいずれかの工事現場に常駐する等の制約があるため、これらの条件から逸脱することの無いよう、十分注意することとしてください。

(2) 監理技術者の適正配置

下請け金額の総額が監理技術者の配置を必要とする金額を超える場合は、監理技術者を配置する必要があります。また、配置技術者を主任技術者として配置している工事においても工事内容の変更に伴い下請け金額の総額が監理技術者の配置を必要とする金額を超える場合は、その事実が明確になった時点ですみやかに、配置技術者を監理技術者として配置する必要があります。そのため、下請け金額の総額が微妙な場合においては、予めこのような状況を考慮した、技術者の配置をする必要があります。

(3) 適正な届出

配置技術者は、条件付一般競争入札の参加資格審査において、配置予定技術者を届け出て入札参加資格を有することが誓約されています。この資格審査で届け出た者と異なる者が当該工事の施工管理等を行う行為は、入札参加資格における虚偽の申請に該当します。

なお、条件付一般競争入札に関わらず、現場代理人等選任届や現場代理人等

兼務届についても同様のことが言えます。

市に対しての虚偽の申請や届出は不誠実な行為として指名停止措置の対象となり得ますので、申請内容と現場の施工体制に乖離が無いよう留意してください。

2 下請契約の適正化

(1) 下請契約の締結

工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、請負代金や施工範囲等にかかる紛争を防ぐため、書面による下請契約の締結が義務付けられています。

施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者に提出しなければなりません。

なお、施工体制台帳には、契約書の写しや作業員名簿を添付する必要があります。

(2) 一括下請負の禁止

公共工事の一括下請負は禁止されています。

元請業者は、下請工事についても「実質的に関与」している必要があります。

※ 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術指導等を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」に該当しないことになりますので留意してください。

3 社会保険未加入建設業者との下請契約

下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方は、原則として社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入建設業者でなくてはなりません。

ただし、社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ当該工事の目的物の完成が困難である場合等、特別の事情があると発注者が認める場合は、下請契約の相手方とすることが出来るものとします。

この場合は、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者がこのことに係る届出及び当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出する必要があります。